

大和町議会史作成業務プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 大和町議会史を作成するにあたり、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により、その業務の履行に最も適した契約候補者を厳正かつ公正に決定するため、大和町議会史作成業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査委員会は、プロポーザルに関する次の事項について審査し、その経過及び結果を町長に報告するものとする。

- (1) 応募者から提出された参加表明書、企画提案書等の関係書類の審査
- (2) 応募者を対象として実施するヒアリング（プレゼンテーション）の審査
- (3) 特定者の選定
- (4) その他特定者の選定に関し必要な事項

(組織)

第3条 審査委員会は、次に掲げる委員をもって構成する

- (1) 大和町議会史編集に関する調査特別委員会（以下「議会史特別委員会」という。）の委員長及び、副委員長並びに委員
- (2) 議会事務局長

(委員長及び副委員長)

第4条 審査委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、議会史特別委員会の委員長をもって充て、副委員長は議会史特別委員会の副委員長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(審査結果の公表等)

第7条 会議は非公開を原則とする。

2 審査委員会における審議の経過及び結果は、契約候補者を選定した後に公表する。

(庶務)

第8条 審査委員会の庶務は、議会事務局において処理する。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は第2条に定める任務が終了したときとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年7月6日から施行し、第2条の町長への報告をもってその効力を失う。